

京都府中高一貫教育研究会議まとめ

- 京都府における中高一貫教育の在り方について -

平成12年3月

京都府中高一貫教育研究会議

目 次

はじめに	・・・・・・・・	1
1 中高一貫教育の導入による「期待される効果」及び「検討を要する課題」 について		
(1) 期待される効果	・・・・・・・・	1
(2) 検討を要する課題	・・・・・・・・	2
(3) その他	・・・・・・・・	2
2 育成する生徒像について	・・・・・・・・	3
3 中高一貫教育における特色ある教育活動について		
(1) 特色ある教育	・・・・・・・・	5
(2) 教育課程編成	・・・・・・・・	5
(3) 特別活動	・・・・・・・・	5
(4) 部活動	・・・・・・・・	6
4 導入する際の留意点について	・・・・・・・・	6
おわりに	・・・・・・・・	7
京都府中高一貫教育研究会議の審議経過	・・・・・・・・	8
京都府中高一貫教育研究会議設置要綱	・・・・・・・・	9
京都府中高一貫教育研究会議委員名簿	・・・・・・・・	10

はじめに

本研究会議は、京都府教育委員会が文部省から委嘱を受けた「中高一貫教育実践研究」事業の一環として、平成10年9月に設置され、以降、中高一貫教育に関する幅広い意見を取りまとめ、今後の京都府における中高一貫教育や中高連携に資するための研究を進めてきた。

中高一貫教育は、中等教育全体の多様化、弾力化の一環として、生徒一人一人の個性や能力等を「ゆとり」の中で伸ばす新しい教育制度であり、児童生徒や保護者が学校を選択できる幅を広げる観点で、国の中央教育審議会答申（平成9年6月）の中で提言されたものである。

これを受け、平成10年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成11年度から制度化され導入が可能となった。今年度は全国で4校が設置され、公立では宮崎県で中等教育学校、岡山市で併設型の中学校・高校、三重県で連携型の中学校・高校が、また、私立では神奈川県で併設型の中学校・高校がスタートしたところである。

本研究会議では、これらのことを踏まえ、中高一貫教育の導入による「期待される効果」や「検討を要する課題」等の総括的なものをはじめ、導入を想定した場合の「育成する生徒像」、生徒育成のための「特色ある教育活動」、さらには、導入する際の留意点などについて、協議を進め意見を取りまとめた。

以下に、研究会議でのまとめを報告する。

1 中高一貫教育の導入による「期待される効果」及び「検討を要する課題」について

中高一貫教育の導入は、利点と課題を併せ持ったものであることが、国の中央教育審議会答申、さらには、学校教育法等の改正時にも附帯決議として述べられており、研究会議としては、まず、この点から議論を進め、期待される効果及び検討を要する課題として、以下のように取りまとめた。

(1) 期待される効果

「ゆとり」と「6年間の継続した指導（つながり）」、「幅広い異年齢集団（ひろがり）」の活用が、中高一貫教育の利点であるという共通認識のもと、その利点を活用し、「個性伸長を図ることができる」、「生徒の多面的評価ができる」、「ゆとりの積極的な活用により教育方法の工夫ができる」等の意見が多くを占め、中高一貫教育の導入による教育の効果について、大きな期待が持てるという結論を得た。

< 主な意見 >

- ・ 個性の伸長を図ることのできる教育課程の編成が可能である。
（前期・後期、中学校・高校の区切りを無くせる。）
- ・ 学校生活における「ゆとり」をフィールドワークの展開など体験的な学習に活用できる。
- ・ 教育活動に当たっては、忍耐力や精神力、判断力といった今の生徒に比較的欠けている力を培う内容の教育課程を6年間見通して作成できる。

- ・ 高校入試や中・高の区切りがなくなり、生徒の負担が軽減され、ゆとりある学校生活を過ごすことができる。
- ・ 6年間という期間での生徒把握により、より多面的な指導や評価が可能である。
- ・ 異年齢集団による活動は、リーダー育成の面から期待が大きい。
- ・ 幅広い年齢層による生活は、個性を磨くという点で効果が大きい。
- ・ 部活動の面でも、6年間継続して活動できることは良いことである。

(2) 検討を要する課題

中高一貫教育校への入学時における小学校での進路指導の在り方や卒業後の進路保障への懸念については、多くの委員から指摘があった。特に、中高一貫教育修了後の進路選択に関しては、国会の附帯決議にある「受験に偏しない教育」を進める中で大学進学はできるのかという指摘もあり、大学進学を希望する生徒や保護者のニーズに応える教育とを両立させる工夫の必要性が指摘された。また、「知育偏重の教育」への懸念、さらには、閉ざされた異年齢集団生活での懸念事項についても指摘があり、中高一貫教育の導入時には、これらの点に配慮した教育課程編成や教育活動等を計画すべきであるという結論を得た。

<主な意見>

- ・ 高校生の大学進学希望の状況と中高一貫教育の導入にあたり国会附帯決議で述べられている受験に偏しない教育を両立できる教育課程の編成及び教育計画が策定できるか。
- ・ 私立中学校・高校の中には、大学進学の面で大きな成果を上げている学校がある中で、公立の中高一貫教育を考えると、やはり進路保障をいかにするかが課題となる。
- ・ 知育偏重の教育が懸念される。
- ・ 異年齢集団の生活には利点もあるが、懸念される問題（6年間で受ける悪影響）もある。
- ・ 6年間の閉ざされた社会になり、新しい環境への適応能力が育成できるか。

(3) その他

現行制度にも良い点があり、生徒や保護者が実質的に中高一貫教育を選択できるような条件を整備する必要があるとともに、進路変更等に伴う中高一貫教育校からの転出等が可能となるシステムにする必要がある。

<主な意見>

- ・ 現行制度では、高校受験が中学校3年間の学習内容の整理の場であるとともに

に、3年区切りの中でやり直しや、区切り、受験という緊張感を味わうなど良い部分もある。

- ・ 現行の京都府の高校教育制度は、中学校段階で希望や目標を定め、多様化した高校を選択できる良いものである。
- ・ 中高一貫教育校への入学後の諸事情による従来の中学校・高校への転出など、生徒の進路変更については、より柔軟な対応が可能となるシステムにすべきである。
- ・ P T A 組織の在り方については、中高一貫教育の実施形態に合わせるなどの研究をする必要がある。

2 育成する生徒像について

中高一貫教育の利点としてあげられている、ゆとりある教育活動、6年間の継続した教育活動・指導、幅広い異年齢集団による教育活動という特色を生かし、どのような生徒を育成するのか。また、どのような資質が今求められているのかという観点で生徒像について協議し、以下のように取りまとめた。

(育成する生徒像)

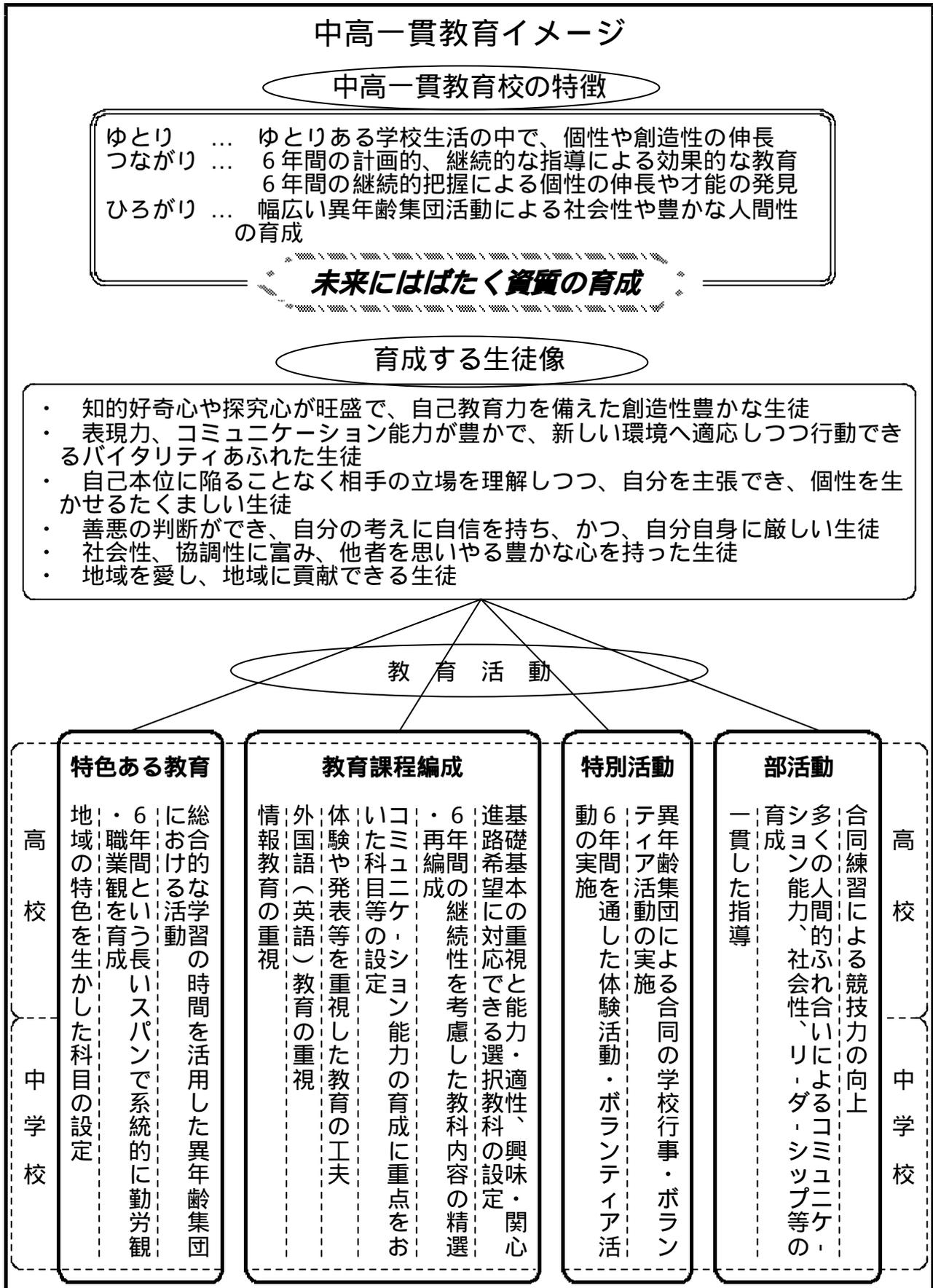
「豊かな人間性など時代を超えて変わらない価値のあるもの」を大切にしながら、社会の変化に対応し、これからの国際化・情報化社会を主体的に生きていくために必要な資質・能力を身につける必要があるとの意見が多く出された。

<主な意見>

- ・ 知的好奇心や探究心が旺盛で、自己教育力を備えた創造性豊かな生徒
- ・ 発表力・表現力、コミュニケーション能力を備え、新しい環境へ適応しつつ行動していけるバイタリティあふれた生徒
- ・ 就業体験、国際交流等を通し、グローバルな視点で、自分や地域をとらえることができる生徒（ゆとりを活用した長期の海外留学等の教育課程への位置付け）
- ・ 自己本位に陥ることなく相手の立場を理解しつつ、自分を主張でき、個性を生かせるたくましい生徒
- ・ 善悪の判断ができ、自分の考えに自信を持ち、かつ、自分自身に厳しい生徒
- ・ 社会性、協調性に富み、他者を思いやる豊かな心を持った生徒
- ・ 創造性や社会に変革をもたらすことができるリーダーシップを持った生徒
- ・ 地域を愛し、将来的に地域の指導者として活躍できる生徒
- ・ 「受験エリート」ではなく、人間として優れた生徒

3 中高一貫教育における特色ある教育活動について

中高一貫教育を導入するとしたとき、「ゆとり」「つながり」「ひろがり」を活用した望まれる特色ある教育活動について協議を行った。



(1) 特色ある教育

地域との連携を重視する中で、地域の歴史や文化、自然を学び、地域に貢献できる生徒の育成や地域と共に発展する学校づくりをする必要がある。

< 主な意見 >

- ・ 地域の特色を生かした教科・科目の設定
- ・ ゆとりをフィールドワーク等の展開に活用
- ・ 地域の人材や教育力の活用
- ・ ゆとりと6年間という期間を活用し、系統的に適切な勤労観・職業観を育成

(2) 教育課程編成

豊かな人間性をはぐくむ教育課程の編成を主にしつつ、国際化・情報化に積極的に対応することが必要である。

< 主な意見 >

- ・ 6年間の継続性を考慮した教育内容の精選・再編成
- ・ 基礎基本の重視と能力・適性、興味・関心、進路希望に対応できる選択内容の拡大
- ・ 様々な経験ができ、また、多様な選択（類・類型、コース、教科・科目）が可能な教育課程の編成により、生徒の進路目標が実現できる条件を設定
- ・ 道徳教育・情操教育のカリキュラム化（後期・高等学校段階）
- ・ 体験や発表等を重視した学習内容
- ・ コミュニケーション能力の育成に重点をおいた教科・科目の設定
- ・ 外国語教育の重視
- ・ 情報教育の重視
- ・ 情報機器操作能力の向上等、実務能力の向上を図る教育課程を編成
- ・ 体育・芸術活動における目標を明確に持った生徒の希望を実現する教育課程編成（ゆとりを実習等の実技に活用）
- ・ 生徒の可能性を踏まえ、ゆとりある教育の実施
- ・ 生徒の学ぶ形態に応じたフレキシブルな編成

(3) 特別活動

幅広い年齢層での学校行事、生徒会活動や6年間の計画的・継続的なボランティア活動等により、「豊かな人間性」をはぐくむことが大切である。

< 主な意見 >

- ・ 異年齢集団を活用した文化祭等の学校行事や6 学年による生徒会活動の実施
- ・ 6 年間通した継続的なボランティア活動の実施

(4) 部活動

指導者が上級生に指導力発揮の機会を与える中で、リーダーシップを育成したり、幅広い異年齢集団の中での活動により、社会性や協調性等を育成し、人格の形成を図る必要がある。

< 主な意見 >

- ・ 中高合同の部活動や一貫した指導の実現によるチームワークの醸成や競技力の向上

4 導入する際の留意点について

小学校卒業段階での進路指導やいわゆる「なかだるみ」について、保護者との連携の重要性、さらには中高一貫教育修了後の進路保障など幅広く議論した。

< 主な意見 >

- ・ 小学校卒業段階で進路選択する必要があるため、小学校での進路指導の充実が求められる。
- ・ 設置にあたっては、できるだけ早い段階で、小学校の児童及び保護者、さらには、府民への適切な情報提供、広報を十分に行わなければならない。
- ・ 6 年間という期間の中で、3・4 年目は、なかだるみ状態や意欲の減退現象が生じることは、発達年齢的にも避けがたいものであると考えられ、意図的な教育と指導が求められる。
- ・ 6 学年という異年齢集団の中では、生徒指導、教育相談、進路等の問題など、従来の学校では予想できない課題が生ずることを想定しておく必要がある。(各種ガイダンスの重要性)
- ・ 中高一貫教育校の生徒の保護者が、子どもの教育について学校任せになってしまうことが懸念されるため、常に子どもや学校に対して意識が持てる環境づくりを行うことが重要である。
- ・ 中高一貫教育の長所を生かす教育課程と大学進学を視野に入れた教育課程の編成を工夫すべきである。
- ・ どの地域の生徒でも希望すれば入学可能な制度となるよう工夫が必要である。
- ・ 市町村教育委員会との十分な協議・調整が必要になる。
- ・ 中等教育学校や併設型の中高一貫教育校は、学校の特色を出しやすく、目的

を明確に持った生徒を育成する条件がより整っているので、さらに研究を進めてほしい。

おわりに

以上述べてきたように、本研究会議は、平成10年9月以降2年にわたり、中高一貫教育に関して、期待される事項、検討を要する事項、さらには、導入する際の具体的な教育活動や留意点等について広く議論を進めてきた。

その結果、中高一貫教育については、期待される面も多く、その利点を十分生かすことができると考えられ、現行制度の多様で柔軟な教育システムをより充実する意味からも、積極的に検討すべきである。ただし、小学校段階での進路指導の充実が必要になることや、6年間という長期間の集団生活により生じる懸念などもあり、慎重な議論が必要であると考えらる。

また、中高一貫教育研究校においては、連携型の中高一貫教育の研究を進める中で、中高連携の重要性や意義が再認識され、具体的な連携についての模索を進めている状況も報告していただいております。今後、より具体的な成果や課題についての取りまとめがなされるものと認識している。

京都府教育委員会におかれては、今後の府立学校の在り方や改善方策について検討を行うため、平成12年度から「府立学校の在り方懇話会」の設置を公表されたところである。今後は、この懇話会において、京都府の教育制度全体の将来展望の中で、京都府の地域事情にふさわしい中高一貫教育の位置付けや形態について、本まとめや、中高一貫教育研究校での研究成果や課題を十分踏まえていただき、検討を進めていただくよう望むものである。

京都府中高一貫教育研究会議の審議経過

回	期日・場所	内 容
1	平成10年10月19日（月） 京都府公館	・中高一貫教育について
2	平成11年2月4日（木） 京都府公館	・他府県状況について ・中高一貫教育導入による期待される効果等について ・公立高校で望まれる中高一貫教育について
3	平成11年7月28日（水） 京都府公館	・中高一貫教育における「育成する生徒像」及び「特色ある教育活動」について
4	平成11年11月30日（火） 京都府公館	・中高一貫教育研究校の研究状況について ・中高一貫教育における「育成する生徒像」及び「特色ある教育活動」等について
5	平成12年3月3日（金） ルビノ京都堀川	・研究会議まとめについて

京都府中高一貫教育研究会議設置要綱

(趣旨)

第1条 京都府における中高一貫教育の在り方について研究するため、京都府中高一貫教育研究会議（以下「研究会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 研究会議は、12名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日から平成12年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 研究会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、研究会議を主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 研究会議の庶務は、京都府教育庁指導部高校教育課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月4日から施行する。

京都府中高一貫教育研究会議委員名簿

氏名	役職名	備考	
学識 経験者	岩下 正弘	京都府産業教育審議会会長	
	小濱 隆嗣	京都経営者協会専務理事	
	水野 加余子	京都府スポーツ振興審議会委員	
教育 関係者	野田 治百生	京都府下小学校長会会長	平成10年度
	河原林 理		平成11年度
	上村 清彦	京都府下中学校長会会長	
	中里 隆憲	京都府立高等学校長会会長	平成10年度
	馬場 勲		平成11年度
	高木 克美	京都府社会教育委員	
	矢野 義雄	京都府PTA協議会会長	平成10年度
	山本 晃一郎		平成11年度
	園田 久彦	京都府立高等学校PTA連合会会長	平成10年度
	藤井 照源		平成11年度
行政機 関関係者	永井 淳	京都府市町村教育委員会連合会会長	平成10年度
	岩淵 淳		平成11年度
	大西 重喜	京都府市町村教育委員会連合会 教育長部会代表	
	西山 隆史	京都府教育庁指導部長	平成10年度
	土山 喜英		平成11年度

座長 副座長

(敬称略、順不同)